

# 相続ニュース

Vol.0111

2016年7月11日(月)  
担当：MS事業部 三宮

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル1F  
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

## 実質的な相続放棄

### はじめに

相続財産を取得しない方法として、相続放棄の手続きがあります。

相続放棄は、相続人が勝手に放棄をしても効果はありません。相続があったことを知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に放棄をする旨を申述しなければなりません。

しかし、この3ヶ月という期間は大変短く、財産債務の確定をするのに時間を要する場合があります。また、うっかりこの3ヶ月という期間を忘れていて放棄の手続きを忘れていたということもありえます。

このような場合、どうすれば良いのでしょうか。みていきましょう。

### 伸長の申し立て

財産債務の確定などで日数がかかってしまい、相続放棄の熟慮期間内に放棄の手続きが間に合わない可能性がある場合には、家庭裁判所に相続放棄の伸長の申し立てをすることができます。これにより、若干の熟慮期間の伸長をすることが可能です。

### 遺産分割協議による実質的放棄

相続財産は、相続人により遺産分割協議を経て分割をします。この場合の分割は、相続人全員の合意があればどのような分割を行っても良いこ

とになっています。

複数人の相続人がいる場合、特定の財産を特定の相続人に集中することもでき、全財産を一人に集中することもできます。

遺産分割協議書に相続人全員が署名押印することにより合意が成立するため、遺産分割協議の上で財産を取得しないことは「事実上の相続放棄」になります。

### 実質的放棄の利点・注意点

法定の相続放棄を行わず、遺産分割協議にて実質的な放棄を行う利点・注意点は以下のとおりです。

- ① 相続放棄のための家庭裁判所への審判手続きが不要となります。
- ② 3ヶ月の熟慮期間が過ぎても利用できるためあわてる必要がない。
- ③ 法定放棄と違い、被相続人の債務にまでは免除されないので注意をしなければならない。

### おわりに

遺産分割協議による実質的な放棄があった場合には、財産を取得した相続人が相続税申告をします。遺産分割協議書は、「その他の参考となるべき事項」として添付をすることになります。